**指定出資法人の役員報酬制度について（概要）**

**資料３**

**１．経　過**

○大阪府では、指定出資法人の府退職者の役員に対する退職金の廃止や役員報酬の見直し、退職勧奨の廃止など**府退職者の再就職にあたっての透明性の向上**を目的とした取組みを実施。

○府退職者の常勤役員の役員報酬制度についても、過去から外部意見を踏まえ制度の見直しを行ってきたが、H22年度に知事より改めて**法人ごとのあるべき役員報酬の水準**について、第三者の視点でのチェックの要請を受けたことを踏まえ、現在の役員報酬制度への見直しを実施。

○現在、**同制度における点検を通じ、府退職者の常勤役員の報酬基準を決定**し、審議会において定期的（概ね３年に１度）に点検を実施。また社会経済環境の変化等を踏まえ、適宜点検を実施。

**２．対象となるポスト**（R6.10時点：17法人27ポスト）

**指定出資法人の常勤役員のうち、府退職者が就任する可能性があるポスト**

**３．制度概要**

**（１）報酬水準（報酬基準の上下限のレンジ）の設定**

都道府県等の外郭団体における都道府県等退職者の役員、独立行政法人・特殊法人等、民間企業の役員報酬データを参考にしながら、役員報酬の水準について検討。

　【現行報酬水準：730万～1080万円】

**（２）役員の報酬基準の設定**

①役員の職務・職責等について３つの視点に基づき、各視点を７段階の評価区分にて評価を行い、その合計点数で報酬基準を決定。

（各法人の報酬基準については参考資料３内のR4意見書の一覧参照）

**【評価の視点】**

ⅰ　日々の職務内容

ⅱ　重要課題、ミッション

ⅲ　法人運営上の経営判断の自由度、リスク

特に高い

４

**【評価区分】　７段階（1点から４点（0.5点単位））**

低い

１

普通

２

高い

３

１.５

２.５

３.５

【報酬基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **合計点** | **報酬額** | **合計点** | **報酬額** |
| 10～12点 | 1,080万円 | 6点 | 880万円 |
| 9.5点 | 1,055万円 | 5.5点 | 855万円 |
| 9点 | 1,030万円 | 5点 | 830万円 |
| 8.5点 | 1,005万円 | 4.5点 | 805万円 |
| 8点 | 980万円 | 4点 | 780万円 |
| 7.5点 | 955万円 | 3.5点 | 755万円 |
| 7点 | 930万円 | 3点 | 730万円 |
| 6.5点 | 905万円 |

②報酬基準については、社会経済環境等の変化に対応するため３年程度を目安として定期的に点検を実施。ただし、法人のミッション等に大きな変化がある場合は、随時の点検を実施。

③点検にあたっては、前回の評価結果を基準とし、評価の視点ごとにどのような状況の変遷があったかを評価する手法で実施。

**（３）その他の事項**

　　　報酬基準の点検等に加え、以下の制度運営について、見直しが必要であるかを点検。

　　　　①府退職者の役員と他の役員との報酬額の相違について

　　　　②報酬基準の改正・適用時期について

　　　　③役員公募を行ったポストの報酬額について

　　　　④役員業績評価制度のあり方について

　　　　⑤今後の役員報酬の見直しについて

**【参考】指定出資法人の役員報酬制度の経過等について**

|  |  |
| --- | --- |
| 平成11年4月 | ・府退職者の役員報酬について、法人の業務、役員の職責に応じた上限額を設定。  　（A１区分の報酬月額は70万円、期末手当5.25月、年収ベースでは1,207万円）  ・府退職者である役員の退職手当を廃止 |
| 平成19年２月 | ・役員報酬基準の見直しを実施。  　（平均年収 約1,000万円→約922万円、A1区分の年収は1,075万円） |
| 平成23年２月 | **・役員報酬制度を見直し、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。**  　（年収 1,050万円から576万円の範囲で設定（法人トップは1,050万円～750万円））  ・指定出資法人等の役員報酬の公表を「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」により  義務付け。 |
| 平成26年２月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成26年８月 | ・大阪信用保証協会について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成28年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の再点検を実施。 |
| 平成29年８月 | ・堺泉北埠頭株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成29年10月 | ・（公財）大阪府国際交流財団について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 平成30年10月 | ・大阪府道路公社・大阪外環状鉄道株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和元年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の再点検を実施。 |
| 令和２年１月 | ・大阪鶴見フラワーセンター株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和２年３月 | ・（公財）大阪府都市整備推進センターについて、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和２年10月 | ・大阪外環状鉄道株式会社について、報酬基準額の点検・評価を実施。 |
| 令和４年11月 | ・役員報酬制度の再点検を行い、法人の役員ポストごとに報酬基準額の再点検を実施。 |
| 令和５年12月 | ・役員報酬水準の再点検を行い、役員報酬水準を改定。 |